

佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四号

佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年佐賀県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（公表等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による公表を行ったときは、県の広報紙への掲載その他の適切な方法により、その周知を図るものとする。

第七条の見出しを削り、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公表等)            第六条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表を行ったときは、県の広報紙への掲載その他の適切な方法により、その周知を図るものとする。</p> <p>第七条 前条第一項の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。</p> <p>一 三略</p> <p>2 前項第二号の閲覧所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>一・二略</p>	<p>(公表の時期)            第六条 略</p> <p>(公表の方法)            第七条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。</p> <p>一 三略</p> <p>2 前項に掲げる方法のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に第二条及び第四条の規定による報告の要旨を掲載するものとする。</p> <p>3 第一項第二号の閲覧所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>一・二略</p>